

長崎国際大学
自己評価報告書
[日本高等教育評価機構]

平成 21 (2009) 年 6 月



目次

I.	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p.1
II.	長崎国際大学の沿革と現況	p.4
III.	「基準」ごとの自己評価	
	基準 7 管理運営	p.6
	基準 8 財務	p.22

I. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

九州文化学園30周年記念誌「激動躍進の30年」で創設者安部芳雄は、建学に至るまでの心情を綴り、終戦の惨状の中から将来の日本のあるべき姿に思いを致し、道義を建直し文化を高める教育の場の必要性を強く思い、九州女子専門学校の設立を決意したと述べている。昭和26(1951)年に財団法人九州文化学院から変わった学校法人九州文化学園は、昭和31(1956)年「学園の教育理想」として「新しい女性が持たねばならない高い知性と豊かな教養と、近代生活の改善に耐え得るたくましい意志と健康な体を養い、更に日本女性の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につけさせようとする独特の人間教育を行う。」ことを明文化し、以来この教育理想が要約されて「高い知性と豊かな教養」、「優れた徳性と品格」、「たくましい意志と健康な身体」の備わった人材を育成することを建学の精神として学生、教職員に周知してきた。

平成12(2000)年の長崎国際大学（以下「本学」という）の設置にあたっては、設置者である九州文化学園の建学の精神に加えて、本学は建学の理念を「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」と定めて、社会の要請に応え、専門職業人と研究者の育成を行うこととした。

《九州文化学園建学の精神》

「高い知性と豊かな教養」「優れた徳性と品格」「たくましい意志と健康な身体」の備わった人間の育成。

《長崎国際大学建学の理念》

人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究。

2. 使命と目的

「長崎国際大学学則」の第1章 第1節 第1条には、大学の使命と目的を次のように規定している。「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」

本学では、この目的を達成するために、建学の理念に加えて教育の目標を「1. 専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成。2. 地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成。3. 異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成。」のように定めて、学生各自の知的能力と人格の向上、並びに将来の社会での活動に資する教育を実施している。

長崎国際大学 〈教育の目標〉

- 専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成。
- 地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成。
- 異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成。

更に、学部等の教育力向上と教育の質を保証するため、学部、学科ごとに教育研究上の目的を明確化し、学則第3条の2に学部の目的、学則第3条の3に学科の目的を定めた。

(学部の目的)

第3条の2 学部は、学部に設ける学科の専攻分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(学科の目的)

第3条の3 第3条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (2) 社会福祉学科は、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (3) 健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる栄養士・管理栄養士を育成する。
- (4) 薬学科は、薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する。

3. 大学の個性と特色

21世紀に向けてわが国の社会で最も重要な課題のひとつは、地域に根ざしてかつ世界に通用する、人間の生き方、考え方、暮らし方を含めた文化の振興である。このような文化は、地域の自然と歴史を活かし、科学・技術の成果を取り入れながら、地域内はもちろん、地域外、更には国際的な人ととの交流、コミュニケーションを通じて育成される。

本学は、21世紀に重要性が高まる人間活動を選定し、建学の理念に沿ってそのような活動の知的、学問的拠点としての大学を構築することを構想し、佐世保市、長崎県並びに地元経済界の協力を得て、公私協力方式で設置された。

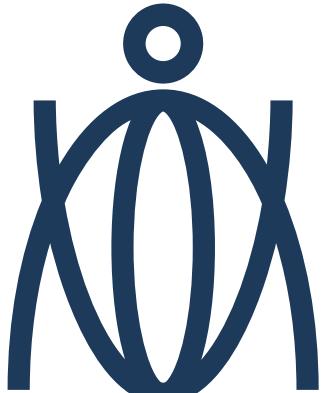
本学では、開学の平成12(2000)年に「人間社会学部」に「国際観光学科」と「社会福祉学科」、続いて平成14(2002)年に「健康管理学部」に「健康栄養学科」を、また平成16(2004)年に「人間社会学研究科」に修士課程の「観光学専攻」と「社会福祉学専攻」を、更に平成18(2006)年に「薬学科」に「薬学科」、「健康管理学研究科」に修士課程の「健康栄養学専攻」、「人間社会学研究科」に博士後期課程の「地域マネジメント専攻」を開設した。

教育については、教育の目標達成を目指したカリキュラムを編成し、各学科ではそれぞれの活動領域で社会の要請に応える専門教育を行い、全学共通科目では、知性、感性、人間性の備わった社会人・職業人育成のための「導入」、「人間理解」、「国際理解」、「社会理解」、「自然理解」の教養教育を行う態勢を整えている。更に、各種免許・資格取得に関する科目を設定するなど、学生の勉学意欲を高めるように工夫している。

本学は、ホスピタリティ、文化、健康を大切にする大学であり続けるために、「いつも、人から。そして、心から。」を学生及び教職員のモットーとして、常に更なる前進を目指している。

《モットー》

いつも、人から。そして、心から。



長崎国際大学シンボルマーク

■ デザインの意味

本学が建学の理念に掲げている「人間尊重」

その“ひと”と長崎国際大学の英文表記の頭文字—N・I・Uをシンボライズしたデザインです。

上下に交差するNとUは、世界の文明や文化がクロスする「歴史とポテンシャルを持つ」長崎と、「現在と未来を結ぶ」大学であることをあらわします。

中心にある人の形をしたIは、大学の研究や教育、様々な交流がすべて人間社会の豊かな幸福を願って実践されることを意味します。

II. 大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

◇ 学校法人の沿革

昭和20(1945)年12月	九州文化学院創立
昭和22(1947)年2月	財団法人九州文化学院設置認可
昭和26(1951)年2月	学校法人九州文化学園へ組織変更認可
平成7(1995)年11月	学校法人九州文化学園創立50周年
平成18(2006)年3月	学校法人九州文化学園創立60周年

◇ 大学の沿革

平成11(1999)年12月22日	長崎国際大学設置認可 (人間社会学部／国際観光学科、社会福祉学科)
平成12(2000)年4月1日	長崎国際大学開学 人間社会学部国際観光学科、社会福祉学科開設
平成12(2000)年4月6日	長崎国際大学 第1回入学式
平成13(2001)年12月20日	健康管理学部健康栄養学科設置認可
平成14(2002)年4月1日	健康管理学部健康栄養学科開設
平成15(2003)年11月27日	大学院人間社会学研究科（修士課程）設置認可 (観光学専攻、社会福祉学専攻)
平成16(2004)年4月1日	大学院人間社会学研究科（修士課程） 観光学専攻、社会福祉学専攻開設
平成17(2005)年12月5日	薬学部薬学科設置認可
平成17(2005)年12月5日	大学院健康管理学研究科（修士課程）設置認可 (健康栄養学専攻)
平成18(2006)年1月28日	大学院人間社会学研究科（博士後期課程）設置認可 (地域マネジメント専攻)
平成18(2006)年4月1日	薬学部薬学科開設 大学院健康管理学研究科（修士課程） 健康栄養学専攻開設
	大学院人間社会学研究科（博士後期課程） 地域マネジメント専攻開設

2. 本学の現況

現況（平成21(2009)年5月1日現在）

- ◆ 大学名 長崎国際大学
- ◆ 所在地 長崎県佐世保市ハウステンボス町2825-7
- 構成
 - 学部
 - 人間社会学部 国際観光学科、社会福祉学科

健康管理学部	健康栄養学科
薬学部	薬学科
大学院	
人間社会学研究科	観光学専攻（修士課程）、社会福祉学専攻（修士課程） 地域マネジメント専攻（博士後期課程）
健康管理学研究科	健康栄養学専攻（修士課程）

◆ 学生数

人間社会学部 912 人、健康管理学部 279 人、薬学部 402 人
人間社会学研究科 26 人、健康管理学研究科 6 人

◆ 教員数 専任教員 103 人、助手 19 人

◆ 職員数 正職員 52 人、その他の職員 9 人

III. 「基準」ごとの自己評価

基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学建学の理念は、「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」である。

この建学の理念のもと、本学学則第1条に規定する「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成する」という目的を達成するため、同第9条に定める運営会議及び同第10条に定める教授会（「学部教授会及び研究科教授会」をいう。以下同じ。）が中核となって、本学の管理運営が行われている。

運営会議及び教授会の構成員や審議事項等については、それぞれ「長崎国際大学運営会議規則」、「長崎国際大学学部教授会規程」及び「長崎国際大学大学院研究科教授会規程」の中に明記されており、両会議ともこの規則・規程に基づいて、適正・適切に運営されている。

運営会議及び教授会の構成員や審議事項等は、表7-1「運営会議及び教授会の構成員等」に示すとおりである。

表7-1 運営会議及び教授会の構成員等

	運営会議	学部教授会	研究科教授会
位置づけ	大学運営全般に関する重要事項の審議機関	大学学部の運営に関する重要事項の審議機関	大学院研究科の運営に関する重要事項の審議機関
構成員	① 学長 ② 副学長 ③ 学部長 ④ 事務局長 ⑤ 事務局次長 ⑥ 理事長 ⑦ 法人本部長 ⑧ 法人本部次長	大学学部の ① 専任の教授 ② 専任の准教授 ③ 専任の講師 ④ 専任の助教 ※陪席者 助手及び事務局の課長・室長・センター長以上の幹部事務職員	大学院研究科の教育研究を担当する ① 専任の教授 ② 専任の准教授 ③ 専任の講師
定足数	構成員の3分の2以上	構成員の3分の2以上	構成員の3分の2以上
開催頻度	原則として毎月1回	原則として毎月1回	原則として毎月1回
議長	学長	学長が予め指名した学部長	研究科長

審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃 ② 本学の組織、運営の基本方針 ③ 全学的な教育目標、計画の策定 ④ 本学の予算 ⑤ 教員の人事 ⑥ その他、学長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育課程及び授業 ② 学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃 ③ 学生の入学、休学、復学、転学、退学、除籍、留学、転学科及び卒業 ④ 学生の厚生補導 ⑤ 学長の諮問事項 ⑥ その他、教育研究上必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育課程の編成及び授業に関する事項 ② 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 ③ その他、研究科に係る教育または研究に関する重要事項
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学運営に関し重要な諸規程 ② 本学の組織、運営の基本方針 ③ 全学的な教育目標、計画の策定 ④ 教員の人事(採用を除く) ⑤ その他、学長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業に関すること ② 運営会議で議決するもの以外の諸規程 ③ 学生の入学、休学、復学、転学、退学、除籍、留学、転学科及び卒業 ④ 学生の厚生補導 ⑤ その他、教育研究上必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育課程の編成及び授業に関する事項 ② 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 ③ その他、研究科に係る教育または研究に関する重要事項

1) 大学の管理運営体制

運営会議は、本学から学長、副学長、学部長、事務局長、事務局次長、法人から理事長、法人本部長及び法人本部次長が構成員となり、学長が議長となって、設置者である学校法人九州文化学園と緊密な連携を保ちつつ、本学の運営全般に係る重要事項の審議を行っている。また、必要に応じて、案件を定めて学部教授会、研究科教授会、学科会議、専攻会議、全学委員会に諮問し、その審議結果を尊重・配慮した審議を行っている。具体的には、学則、その他の大学運営全般にかかる重要な諸規程の制定、改廃については、教学と設置者の代表からなる運営会議で審議し、学部教授会において教員による審議を重ねている。更に学部運営にかかる諸規程の制定、改廃等については、学部教授会において審議し、運営会議においても、その結果を尊重して審議を重ねている。このほか、運営会議の諮問機関として、採用・昇格予定の専任教員及び採用予定の非常勤講師の資格審査を審議する教員資格審査委員会を設置している。この委員会は、学長を委員長とし、学部長または研究科長及び学長が指名した専門分野関係の教員若干名を構成員としている。なお、運営会議で決定した事項については、運営会議規則に基づき、次の学部教授会において、学長から報告を行っている。

学部教授会は、専任の教授・准教授・講師・助教を構成員とし、助手及び幹部事務職員も陪席して、学長から予め指名を受けた学部長が議長となって、大学学部の運営に関する重要事項（教育課程の編成、学生の身分に関する事項、学生の厚生補導等）の審議を行っている。学部教授会は全教員の意思疎通及び情報共有・共通認識を図るため、3 学部合同の全学教授会の形式により運営されており、決定事項は速やかに実行に移されている。

学科会議は、学科ごとに設置され、当該学科の専任教員（助手を含む）を構成員とし、学科長を議長として、各学科運営の基本方針や授業科目の編成及び担当者の配置等、学科の運営に関する重要事項を審議し、学部教授会に報告している。また、必要な事項については、全学委員会（後掲）で審議し、学部教授会で決定している。

全学委員会は、運営会議で選考した委員長・副委員長と各学科で選考した教員を構成員とし、本学の教育研究に係る学部・学科の枠を超えた全学の共通事項について所掌事項を定め、当面する諸課題について審議を行っている。議決された事項については、教授会に報告または提案してその承認を得ている。現在、この全学委員会は、教務委員会、学生委員会、入試・募集委員会、就職委員会、図書委員会、研究センター委員会、国際交流委員会、地域振興委員会、自己点検・評価委員会、ホームページ委員会、ハラスメント対策委員会、倫理委員会の計 12 の常設委員会と教員資格審査委員会、動物実験委員会、放射線障害予防委員会の 3 つの特設委員会を設置している。

学務協議会は、学長、学部長、学科長、教務委員会委員長、学生委員会委員長、入試・募集委員会委員長、事務局長及び事務局次長が構成員となり、学部教授会議長の学部長が議長となって、学部教授会を円滑に運営するため、付議議案の事前協議・調整及び配付資料の精査・確認を行っている。なお、このことを明確にするために、平成 21 年 5 月に「長崎国際大学学務協議会規程」の改正を行い、目的として第 2 条に「学部教授会において審議または報告する案件（教授会の定めるものに限る）について事前に協議し、調整を行うことを目的とする。」と定めた。

研究科教授会は、研究科ごとに設置され、当該研究科の教育研究を担当する専任の教授・准教授・講師を構成員とし、研究科長を議長として、研究科の運営に関する重要事項の審議を行っている。なお、各研究科では、研究科を構成する専攻ごとに専攻会議を設け、研究科教授会は必要に応じ、審議事項の一部を専攻会議に付託し、または決定を委任している。専攻会議では、審議・決定結果について研究科教授会に報告している。

運営会議、学部教授会、学科会議、全学委員会（特設委員会を除く）、学務協議会、研究科教授会は、毎月 1 回の定例開催を原則とし、必要に応じて臨時に開催している。

一方、事務局については、「学校法人九州文化学園事務組織規定」及び「長崎国際大学事務組織規程」に基づいて管理運営が行われている。なお、事務局の管理運営に係る会議体として、毎月 2 回、事務局長、事務局次長及び課長、室長、センター長の管理職が出席する事務局部課長会議が開催され、各課・室・センターの職務執行状況、直面する諸課題に関する協議・検討、法人情報の伝達ほか各種連絡・調整を行い、情報の共有を図っている。

2) 設置者（学校法人 九州文化学園）の管理運営体制

本学の設置者である学校法人九州文化学園の管理運営は、「学校法人九州文化学園寄附行為」及び「学校法人九州文化学園理事会規則」に基づき、法人経営に係る議決機関であ

る理事会（常任理事会を含む）と理事長の諮問機関である評議員会により行われている。

理事会及び評議員会の構成員・審議事項等は、表 7-2「理事会及び評議員会の構成員等」に示すとおりである。

表 7-2 理事会及び評議員会の構成員等

	理 事 会	評 議 員 会			
位置づけ	法人経営に係る最高意思決定機関	理事長の諮問機関			
定 数	6 人以上 9 人以内	13 人以上 19 人以内			
現在の総数	8 人	17 人			
構 成 員	<p>① 長崎国際大学学長 ② 長崎短期大学学長 ③ 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人以上 3 人以内 ④ 学識経験者で、前記①～③の理事の過半数の議決により選任された者 2 人以上 4 人以内</p> <p>※現在の陣容</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>学内理事 6 人 (常勤)</td> </tr> <tr> <td>学外理事 2 人 (非常勤)</td> </tr> <tr> <td>計 8 人</td> </tr> </table>	学内理事 6 人 (常勤)	学外理事 2 人 (非常勤)	計 8 人	<p>① この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5 人以上 7 人以内 ② この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内 ③ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内</p>
学内理事 6 人 (常勤)					
学外理事 2 人 (非常勤)					
計 8 人					
定 足 数	理事総数の過半数	評議員総数の過半数			
開催頻度	原則として年 4 回	原則として年 4 回			
議 長	理事長	評議員による互選			
審 議・ 決定事項	<p>① 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営 ② 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ③ 事業計画 ④ 寄附行為の変更 ⑤ 合併及び解散 ⑥ 決算の承認 ⑦ 収益事業 ⑧ 理事、評議員及び監事の選任 ⑨ 学則、教授会規則及びその他、理事会が定める規則の制定・改廃 ⑩ その他、前各号に準ずる重要な異例事項</p>	<p>① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ② 事業計画 ③ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄 ④ 寄附行為の変更 ⑤ 合併 ⑥ 目的たる事業の成功的の不能による解散 ⑦ 寄附金品の募集に関する事項 ⑧ その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの</p>			

理事会は、学校法人の経営全般に係る諸重要事項の最高意思決定機関であり、理事長及び常勤の学内理事（現在は、長崎国際大学学長、長崎短期大学学長、法人本部長、法人本部次長、長崎国際大学参与）の計6名と学外の非常勤理事2名の合計8名で構成され、原則として、5月・9月・12月・3月の年4回開催することとしている。また、必要がある場合は、臨時に開催している。ちなみに、平成20(2008)年度の開催状況は、表7-3「平成20(2008)年度 理事会の開催状況」、表7-4「平成20(2008)年度 常任理事会の開催状況」に示すとおりである。

表7-3 平成20(2008)年度 理事会の開催状況

NO.	開 催 日	議 案 内 容
1	平成20年 4月30日	(報告事項) 1. 平成20年3月27日開催の常任理事会議決事項報告
		(審議事項) 1. 監事の選任について
2	平成20年 5月29日	(理事・監事 出欠状況)
		出席：7名 欠席：1名 監事1名陪席
3	平成20年 7月25日	(報告事項) 1. 平成20年度第1四半期監事活動報告
		(審議事項) 1. 経理規則の改正について 2. 長崎国際大学大学院学則の改正について 3. 長崎国際大学副学長・学部長・学科長選考規程の改正及び長崎国際大学大学院研究科長選考規程の制定について 4. 長崎国際大学人間社会学部長及び大学院人間社会学研究科長の選考について 5. 中期財務計画について
4	平成20年 9月30日	(理事・監事 出欠状況)
		出席：7名 欠席：1名 監事2名陪席
4	平成20年 9月30日	(報告事項) 1. 平成20年9月16日開催の常任理事会議決事項報告

長崎国際大学

		(審議事項) 1. 長崎国際大学学則の改正について 2. 長崎短期大学学則の改正について 3. 歯科衛生士学院学則の改正について 4. 中期財務計画の補足事項について
	(理事・監事 出欠状況)	出席：8名 欠席：なし 監事 2名陪席
5	平成 20 年 12 月 19 日	(報告事項) 1. 平成 20 年 11 月 12 日開催の常任理事会議決事項報告 2. 平成 20 年度第 2 四半期監事活動報告 (審議事項) 1. 任期満了（平成 21 年 3 月 31 日）に伴う長崎国際大学 健康管理学部長及び大学院健康管理学研究科長の選考 について 2. 長崎国際大学学則の改正について
	(理事・監事 出欠状況)	出席：8名 欠席：なし 監事 2名陪席
6	平成 21 年 3 月 23 日	(報告事項) 1. 平成 21 年 2 月 26 日開催の常任理事会議決事項報告 2. 平成 20 年度第 3 四半期監事活動報告 3. 潮谷義子 次期長崎国際大学学長の評議員選任報告 (審議事項) 1. 平成 20 年度第二次補正予算案について 2. 平成 21 年度事業計画案について 3. 平成 21 年度予算案について 4. 規則等の改正について (確認事項) 1. 潮谷義子 次期長崎国際大学学長の理事就任について
	(理事・監事 出欠状況)	出席：7名 欠席：1名 監事 2名陪席

表 7-4 平成 20(2008)年度 常任理事会の開催状況

NO.	開 催 日	議 案 内 容
1	平成 20 年 9 月 16 日	(審議事項) 1. (財)日本高等教育評価機構に対する認証評価再申請について (常任理事 出欠状況)
		出席：6名 欠席：なし
2	平成 20 年 11 月 12 日	(審議事項) 1. 長崎短期大学学則の改正について (常任理事 出欠状況)
		出席：5名 欠席：1名

3	平成 21 年 2 月 26 日	(審議事項) 1. 長崎短期大学学則の改正について 2. 資金運用規則の制定について 3. 長崎短期大学の保育学科に介護福祉専攻（仮称）を設置することについて 4. 評議員の推薦について（潮谷義子次期長崎国際大学学長）
		(常任理事 出欠状況) 出席：5 名 欠席：1 名

平成 20(2008)年度の臨時理事会は、平成 20(2008)年 4 月及び 7 月の計 2 回開催した。常任理事会は、理事長及び常勤の理事（前掲）を構成員とし、理事会審議・決定事項のうち、理事会から権限を委譲された、①学園及び学園が設置する学校の組織及び運営、②理事、評議員及び監事の選任、③学則、教授会規則及びその他理事会が定める規則の制定・改廃、④理事会に付議すべきもの以外の事項で、理事長が必要と認める事項について、必要に応じ審議・決定を行っており、常任理事会で決定した事項については、「学校法人九州文化学園常任理事会規則」に基づき、次の理事会において、理事長から報告を行っている。ちなみに、平成 20(2008)年度の常任理事会は、平成 20(2008)年 9 月、11 月及び平成 21(2009)年 2 月の計 3 回開催した。

なお、学部教授会規程については、平成 21(2009)年 3 月に、同規程の改正権限を教授会及び運営会議の議を経て理事会が行うことから、教授会及び運営会議の議を経て学長が行うとし、教学の意思を尊重し、迅速な決定を行うための改正を行った。

評議員会は、予算、事業計画、寄附行為の変更、合併のほか、法人の業務に関する重要事項等について、理事長の諮問機関として審議し、その結果を上申している。また、決算と事業の実績について、理事長から報告を行っている。評議員会についても理事会と同じく、年 4 回の開催としている。ちなみに平成 20(2008)年度の評議員会は、表 7-5「平成 20(2008)年度 評議員会の開催状況」に示すとおり、平成 20(2008)年 4 月、5 月、12 月及び平成 21(2009)年 3 月の計 4 回開催した。

表 7-5 平成 20(2008)年度 評議員会の開催状況

NO.	開 催 日	議 案 内 容
1	平成 20 年 4 月 30 日	(審議事項) 1. 監事の選任について
		(評議員・監事出欠状況) ※評議員総数 18 名 出席：14 名 欠席：4 名 監事 陪席 1 名
2	平成 20 年 5 月 29 日	(報告事項) 1. 平成 19 年度事業報告 2. 平成 19 年度決算報告 3. 長崎国際大学の次期学長について

		(審議事項) 1. 評議員の改選について 2. 平成 20 年度第一次補正予算案について
	(評議員・監事出欠状況) ※評議員総数 18 名	出席：12名 欠席： 6名 監事 陪席 1名
3	平成 20 年 12 月 19 日	(報告事項) 1. 平成 20 年度第 1 ・ 第 2 四半期監事活動報告
	(評議員・監事出欠状況) ※評議員総数 17 名 (平成 20 年 7 月改選)	出席：13名 欠席：4名 監事 陪席 1名
4	平成 21 年 3 月 23 日	(報告事項) 1. 平成 20 年度第 3 四半期監事活動報告 (審議事項) 1. 評議員の選任について 2. 平成 20 年度第二次補正予算案について 3. 平成 21 年度事業計画案について 4. 平成 21 年度予算案について (その他) 1. 和田光史 大学学長・評議員の退任挨拶 2. 潮谷義子 次期大学学長・新評議員の就任挨拶 (評議員・監事出欠状況) ※評議員総数 17 名
		出席：16名 欠席：1名 監事 陪席 2名

一方、監事については、決算監査のみならず、予算執行状況、会議体の議事録精査、事業計画の進捗状況、規則・規程の遵守状況等の業務監査を実施するとともに、四半期ごとに監事活動報告書を作成し、理事会及び評議員会において報告を行っている。

また、法人事務局と法人が設置している各学校の連携を密にするために、法人事務局長、法人事務局次長、法人事務局総務企画部長と各学校の事務局長・事務局次長・事務長を構成員とした事務局長会を設置している。この事務局長会は、毎月開催を原則とし、予算編成、予算執行状況、業務計画、財務計画のほか、法人の全体的な諸課題についての協議・検討、情報交換及び連絡調整等を行っている。本学からは事務局長及び事務局次長が出席し、上記事案のほか、法人に対し本学の意向や要望が反映されるよう努めている。

なお、管理運営に係る一般的な事務管理事項（理事、監事及び評議員の就任・選任、業務執行状況や理事会、評議員会の開催・審議状況等）について、「管理運営に関する自己点検実施表」により、法人事務局において、年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月の上旬～中旬）チェックがなされている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事、監事及び評議員の選考については寄附行為、また学長、副学長、学部長等の選考

については、それぞれに選考規程が制定されている。

なお、本学の幹部教員については、従前は理事会において選考していたが、選考において本学の意向が反映できるよう、平成 20(2008)年 5 月に学長選考規程、7 月に副学長以下幹部教員の選考規程において「理事会における選考にあたっては、予め運営会議において意見を聴取する。」という条文を各選考規程に追加する改正を行った。

平成 21(2009)年 4 月 1 日付で新学長が就任した経緯は、以下のとおりである。

高齢により辞意を表明していた前学長の意向を受け、平成 20(2008)年 5 月 21 日運営会議において、学長選考規程の改正の理事会への要請、次期学長人事についての説明、次期学長候補者の運営会議としての合意がなされた。このことについては、5 月 28 日教授会において、運営会議の報告がなされた。5 月 29 日の理事会において、学長選考規程の改正の承認と次期学長人事案を提案し、全員一致で承認された。6 月 18 日運営会議において、理事会の議決が報告された。その内容は、6 月 25 日教授会において、学長選考規程の改正と次期学長が理事会で承認され、次期学長の就任は、平成 21(2009)年 4 月 1 日付であること等が運営会議報告として報告された。9 月 18 日運営会議において、学長の引き継ぎ等を考え、次期学長候補者を 10 月 1 日付で採用し参与としたことを報告した。このことは、9 月 24 日教授会において運営会議報告としてなされた。

なお、副学長については、学則第 8 条 2 項の規定により、「副学長を置くことができる」としている。大学創設期の基礎固めの必要性から、開学以来副学長を配置してきたが、平成 21(2009)年 4 月より退職にともない現在空席となっている。

他方、本学の事務局長ほか管理職事務職員の選考・任命については、「学校法人九州文化学園事務組織規定」に明記されている。

理事・監事等の役員及び学長・学部長等の選考については、表 7-6 「理事・監事等の役員及び学長・学部長等の選考等」に示すとおりである。

表 7-6 理事・監事等の役員及び学長・学部長等の選考等

	選 考	任 期	根 拠 規 程
理 事	① 長崎国際大学学長 ② 長崎短期大学学長 ③ 評議員のうちから評議員会で選任した者 2 人以上 3 人以内 ④ 学識経験者で、上記①～③の理事の過半数の議決により選任された者 2 人以上 4 人以内	在任中 在任中 4 年 4 年	寄附行為
監 事	理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任 2 人以上 3 人以内	4 年	寄附行為
評議員	① この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5 人以上 7 人以内 ② この法人の設置する学校を卒業した者	3 年	寄附行為

	で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内 ③ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内		
学 長	運営会議で意見を聴取し理事会で選考	4 年	学長選考規程
副学長	運営会議で意見を聴取し理事会で選考	2 年	副学長選考規程
学部長	運営会議で意見を聴取し理事会で選考	2 年	学部長選考規程
学科長	学部長の推薦に基づき運営会議で選考	2 年	学科長選考規程
大学院研究科長	運営会議で意見を聴取し理事会で選考	2 年	研究科長選考規程
大学院専攻長	研究科長の推薦に基づき運営会議で選考	2 年	専攻長選考規程

(2) 7-1 の自己評価

本学の管理運営は、運営会議、学部教授会及び研究科教授会を中心として、学科会議、専攻会議、全学委員会により行われている。各会議体については、それぞれの規程に則り、適正・適切に運営されている。

特に、学部教授会の形式については、全教員の意思統一及び情報共有・共通認識のもとで教育研究活動を展開するために、人間社会学部、健康管理学部及び薬学部の 3 学部合同の教授会とし、決定事項は迅速かつ円滑に実行されている。また、学部教授会の運営については、学務協議会が上程議案の事前調整的役割を果たし、円滑な議事進行に貢献している。

一方、設置者である法人の管理運営は、寄附行為及び理事会規則に基づき、理事会及び評議員会により行われている。

学校法人経営に係る重要事項は、基本的には最高意思決定機関である理事会で審議・決定するが、理事会規則により、必要に応じ臨時に開催される、理事長及び常勤の理事 5 名の計 6 名で構成する常任理事会において審議・決定することができるようになっている。

監事は、寄附行為に基づき、適正・適切に監査を実施している。なお、平成 20(2008) 年 4 月から、内部監査の充実のため、監事が原則として週 1 回、監査計画表に基づいて、大学事務局ほか、法人が設置している各学校の業務監査、財務監査等を詳細に行い、その結果について、理事会及び評議員会に出席し報告を行っている。

理事、監事等の法人役員や大学の学長、学部長等の幹部教職員の選考については、寄附行為及びそれぞれの選考規程に則って適正に実施されている。

また、管理運営に係る規程については、本学の学内規程を、「長崎国際大学運営諸規程」として事務局の庶務課に常置し周知に努めているほか、法人の基本的な規程についても「学校法人九州文化学園規則集」として編集し、各部署に相応数を配付し、教職員が両規程集を自由に閲覧できるようにしている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び法人の管理運営は、寄附行為、各種規則・規程に基づき適正に行われているが、改善すべき点がないか不断に検証するとともに、特に理事、評議員や幹部職員は、大学を

取り巻く厳しい環境の中で、変化に対応すべく研鑽に努め、私学経営の責任を果たすことのできる体制を構築する。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

大学の運営全般に関する重要事項（表7-1を参照）を審議する運営会議は、毎月1回の定例開催を原則とし、大学から、学長、副学長、学部長、大学事務局長及び事務局次長が出席、一方、法人からは、理事長、法人本部長、法人本部次長が出席し、決議にあたっては、大学と法人双方の意向が反映されるよう十分に審議を尽くし、出席者の合意の上で決議しており、管理部門と教学部門相互の連携協力が図られている。

また、本学の幹部事務職員は、原則として毎月1回開催される学部教授会及び学科会議にオブザーバーとして陪席、また全学委員会には正式メンバーとして参画して意見陳述や情報提供等を行っている。

教員組織と事務組織においては、教育・研究活動面での協働に加え、オープンキャンパス、新入生オリエンテーション、フレッシュマンキャンプ、国際交流活動、受験対策セミナー、大学祭、学生募集に係る高校訪問、保護者懇談会、茶道研修、クラブ・サークル活動などの実施に際して連携協力が行われており、教員と事務職員の一体感が醸成されている。

更に、理事長及び法人本部長が、学部教授会に陪席して経営方針の説明や法人全体の現況報告等を行っており、法人と大学の相互理解及び連携協力関係は良好に維持されている。

本学と理事会との関係では、本学学長は理事会の構成員として、経営に関する重要事項について、本学の方針や要望が尊重かつ反映されるよう努めている。また、本学幹部教員人事についても、予め本学運営会議の意向を聴取後、理事会において選考しており、両者の合意が図られるようなシステムとなっている。

(2) 7-2の自己評価

本学の管理部門と教学部門、並びに事務組織と教員組織の連携協力体制は良好に構築され、かつ十分に機能しており、本学の健全な運営に寄与している。

また、比較的小規模の大学であることもあって、教職員の一体感や結束力が強く、本学を取り巻く環境変化や喫緊の課題に対し、適切かつ柔軟に対応する原動力となっている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

大学運営全般に関しては、これまでどおり、理事会、運営会議及び教授会の相互連携協力関係を維持・強化していくことに努めたい。また、本学及び法人としての今後の方針を定め、本学の各学部・学科間や法人の各学校間との連携などを強化すること等に、管理部門と教学部門が協力し進めていかなければならない。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では、自己点検・評価活動の取組みに関して、「長崎国際大学学則」第2条に、「本学は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定している。

自己点検・評価の実施主体としては、学長を職指定委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に基づいて自己点検・評価を行っており、恒常的な実施体制が整えられている。

教員組織及び教育研究活動に関しては、開学初年の平成12(2000)年度から、授業に対する学生のニーズを的確に把握し、今後の授業内容及び授業方法を改善し、学生の授業に対する満足度の向上を図ることを目的として、前・後期各1回の、「学生による授業アンケート」を実施している。その結果を受けての教員各自の授業に対する自己点検・評価を、「長崎国際大学 自己点検・評価報告書II 《教員個人による諸活動について》」に記述し、公開している。なお、平成20(2008)年度までは、「長崎国際大学自己点検・自己評価実施規程」第3条により、「5年に一度を目処として、総括的な自己点検・自己評価を実施するものとする」と定め、実際には、2年に一度という、先の規程を上回るペースで実施していた。なお、同規程は、平成21(2009)年5月に「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」として改定し、大学評価は本学が定期的に行う自己点検・自己評価と規定し、2年に一度総括的な自己点検・自己評価を行うこととしている。また、認証評価は学校教育法の規定に基づき実施するものと改定した。

更に、各学科では、学科に固有の教育研究、学生募集・入試、就職等の学生支援、大学運営、地域貢献活動等についての自己点検・評価とこれに基づく改善を学科会議、学科内小委員会等を通じて日常的に行っている。

具体的には、国際観光学科では、学科内に「教学改革委員会」を設置し、教育活動の点検及び水準の向上を図るためのカリキュラムの見直しなどが検討されており、現状に満足することなく常によりよい教育を提供する努力がなされている。また、学科内に「学生募集・初年度教育委員会」を置き、小・中・高等学校へ出前授業を積極的に行っているが、これによって、教育面で地域に貢献するばかりでなく、教員同士や児童・生徒との交流による教育研究面での自己点検・評価は、カリキュラム改善等にも役立っている。

社会福祉学科では、学科内に「社会福祉学科初年次教育研究会」を立ち上げ、現状の把握とそれに基づく改善策を検討している。その内容は、平成18(2006)年度と平成20(2008)年度の教育向上研究会で発表されるなど積極的な取組みがなされている。また、社会福祉学科では、毎年度末に、その年度の教育を中心に学科の活動を反省し、次年度に備える全教員が参加する会合を開催している。この会合は、様々な問題に対する学科としての共通認識を形成するために大きな役割を果たしている。このような取組みにより、初年次教育、新カリキュラム対応、国家試験対策、学生募集・入試関連事項、就職支援、地域貢献活動など様々な教育研究活動の改善及び水準の向上が図られた。

健康栄養学科では、質の高い管理栄養士の育成のためにカリキュラムや入試科目の変更

等に関して、常に学科で検討し、できるところから隨時実行に移してきた。カリキュラムに関しては、管理栄養士養成課程の指定科目が多くあり、自由度は少ないが、そのような状況の中でも、更によりよいカリキュラムを提供し、教育効果を高めるため、学科として様々な検討を行い、それを実施する努力をしてきた。その成果は、管理栄養士国家試験の合格率を見れば、明らかであり、教員と学生の不断の努力の成果が現れている。平成20(2008)年度には、「学科教務委員会」を設置し、現状に満足することなく、更によりよい教育が提供できるような取組みに着手したところである。

薬学科では、学科内の教育研究上の様々な取組みに対して、下記の学科内委員会を構成し対応している。委員会は、国家試験対策委員会、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)実施委員会、CBT(Computer-Based Testing)実施委員会、実務実習運営委員会、研究等倫理委員会、安全管理委員会、共同機器管理委員会、実習（学内）委員会、薬用植物園運営委員会、図書選定委員会、FD(Faculty Development)委員会の11委員会である。特に、FD委員会は、『「薬学教育評価（6年制）第三者評価 評価基準－平成19年度版』に基づいた評価「自己評価21』の実施に向け、それぞれの項目において検証、改善に取組んでいるところである。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

本学では、自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上にどのようにつなげていくかという点に関しては、学長を職指定委員長とする自己点検・評価委員会が審議・検討をしている。自己点検・評価委員会が実施している様々な自己点検・評価結果については、授業アンケート結果を含め、全学で教育研究や大学運営の改善に活用している。また、各点検・評価項目については、その担当委員会及び事務局主管部署を中心に、それぞれに対する取組みを行っている。よって、本学では、自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムは構築されており、かつ適切に機能している。これらの取組みは、離学防止対策やカリキュラムの改善・充実に特に効果をあげている。

なお、この授業アンケートに関しては、平成18(2006)年度からは、教員の昇任及び授業担当などを決定するときに参考資料の一部として利用することもあり、有効に活用されている。

また、開学2年目の平成13(2001)年度より、自己点検・評価委員会の小委員会として教育向上委員会を組織して、年2~3回、教育向上研究会を開催している。この教育向上研究会では、推進するFD活動に、自己点検・評価の結果を役立てている。なお、この教育向上委員会は、平成21(2009)年5月に改定した、「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」で教育向上専門委員会と名称を改めている。

大学の運営については、7-1及び7-2に記述したとおり、再度法令等との整合を図るために諸規則等を整理し、それに基づいた事務等の執行の徹底を図っている。

更に、毎年9月に開催している保護者懇談会においても、自己点検・評価の結果を本学の現況を含めて説明を行い、保護者からの要望を吸収する機会を設けている。それらの要望は、真摯に受け止めて改善に努めており、大学の運営にも反映されている。

7-3-③自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」第7条の「大学評価及び認証評価機関が行う自己点検・評価等の結果は、文書冊子、又は電子媒体等により公表するものとする。」の規定に基づき、これまでに、平成15(2003)年3月、平成17(2005)年3月に、「長崎国際大学 自己点検・評価報告書I」を発刊、併せて「長崎国際大学 自己点検・評価報告書II 《教員個人による諸活動について》」も刊行した。なお、平成19(2007)年度版「長崎国際大学 自己点検・評価報告書I」については、財団法人日本高等教育評価機構の評価を受けるに当たって作成する「自己評価報告書」を刊行・公開することによって、これに代えることとした。「長崎国際大学 自己点検・評価報告書II 平成19(2007)年度版 《教員個人による諸活動について》」は、教員の個人活動の実績をとりまとめて、平成20(2008)年10月に印刷物の代わりにCD-ROMの形式で刊行した。PDFファイルでCD化された本報告書は全教員に配布されており、保管と検索活用などの面で便宜性を高めている。

更に、平成18(2006)年度の授業アンケートに対する自己点検・評価活動として「長崎国際大学 学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書 平成19(2007)年度版」を刊行した。これは、教員各自の授業改善の取組み、授業並びに授業アンケートについての考えを教員が相互に理解し、学生の授業に対する要望に応え、学生との対話を進めることが重要だと考えているからである。なお、平成19(2007)年度版からは、教員にはCDで配布されるようになり、検索等もしやすくなった。

また、財団法人日本高等教育評価機構の評価を受けて、自己点検・評価活動の結果の学内外への公表については、ホームページ上や保護者懇談会において、本学の現況を含めて分かりやすく説明を行っている。

(2) 7-3の自己評価

本学の自己点検・評価については、その重要性に鑑み、開学初年度から自己点検・評価委員会を中心に積極的に実施され、本学の置かれた状況を把握し、問題点を認識する上で、有効に機能している。大学全体としての自己点検・評価をとりまとめた「長崎国際大学 自己点検・評価報告書I」は、2年に一度のペースで刊行している。公表については、報告書の配布だけではなく、ホームページ上での公開も実施しており、情報公開は着実に進んでいる。また、先に述べたように、それぞれの学科独自の取組みも積極的に行われている。

教員個人としての自己点検・評価に関しては、「長崎国際大学 自己点検・評価報告書II 《教員個人による諸活動について》」及び「長崎国際大学 学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」を毎年刊行し、公表しており、教員の昇任及び授業担当などを決定するときに参考資料の一部として利用することにもなっている。このように、結果のフィードバックに関して、着実に整備されてきている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動を更に改善・充実させるとともに、その本来の目的である自己点検・評価結果を活用し、大学の改革、教育研究の向上、大学運営の改善に結びつけることに努める。

具体的方策としては、教員については相互の授業参観を実施し、授業改善を行うことによる教育向上を進めること、また、これまででも実施してきた「職員個人の自己点検・評価〔事務局部門〕」を更に生かし、大学全体の自己点検・評価との連携を強固にし、個人の資質向上のみならず、組織の機能向上に生かすこと、等があげられる。

平成 19(2007)年度には、学外の認証評価機関が実施する評価として、財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受けた。評価基準を満たした教育研究活動等については、更に向上・改善の努力を続け、改善の必要性があると指摘をされた点に関しては、本学の資質向上のため真摯に受け止め改善していかなければならない。

そのために、大学の教育研究・運営活動等について、大学外からの更に積極的な意見聴取を進めていく。方法としては、学校法人九州文化学園内においては、理事会・評議員会で学外選出理事・評議員の意見聴取に努めていく。また、学外から実習指導者を招いて行う学生の実習報告会、高校教員を招いて行う大学説明会、本学保護者懇談会、同窓会もこの目的に役立てていく。

また、大学設置基準第 25 条の 3 の規定により FD が義務化され、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った組織的な取組みが必要とされているが、本学では、従来の FD の取組みを更に拡充、明確なものとするために、自己点検・評価委員会で機能強化に努めしていく。

【基準 7 の自己評価】

大学及び法人の管理運営については、関係法令及び各種規則・規程に基づいて、理事会を核としながら、運営会議並びに教授会を中心として、学科・専攻会議、全学委員会、学務協議会の連携のもと、適正・適切かつ機能的に運営している。

また、大学と法人間については、大学の教育研究活動及び管理運営全般にわたって良好な連携協力関係が構築されており、相互に意見交換などを行っている。

自己点検・評価については、学則や関係諸規程を整備し自己点検・評価委員会を中心に開学当初から定期的に実施し、公表しており、教育研究活動及び大学運営などの改善に活用している。また、財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、改めて規則・規程等の見直しを行うとともに、規定に基づいた運営に努めている。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

本学は開学以来、地方の新設・小規模大学として、大学生としての基礎的な学力を育成するとともに、少子高齢化やグローバル化などの新しい時代の潮流の中、社会、特に地域社会の要請に応える専門的知識を兼ね備えた人材を育成する教育研究活動を開催し、これを支援する管理運営体制については、社会の変化にすばやく対応できることを重視し、適時・適切に見直しを行うことを今後も心がけていく。

また、関係法令の改定や、諸般の事情の推移などを見ながら不断に対応していくことが必要であり、教職員一体となっての管理・運営の取組みを強化するために、FD や SD(Staff Development)を開催し、その充実を図り、教職員の参加を促進し、教職員の資質向上に努めるとともに、管理運営の改善に努める。

また、本学は、当初 1 学部 2 学科であったが、平成 21(2009)年に 10 年目を迎える現在 3 学部 4 学科となったことから、大学としての規模や学部間の連携などを考慮したあり方を検討構築していく段階となってきたと認識している。そのような中、大学の規模と組織運営に必要な体制の再構築が必要である。

自己点検・評価活動については、財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を含め、自己点検・評価結果の公開、大学運営での活用に留意し、自己点検・評価委員会を中心に全学での取組みを更に進めていく。

基準8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学は、平成12(2000)年、佐世保市、長崎県、地元経済界の強力な支援を得て開設され、人間社会学部に国際観光学科と社会福祉学科を設置した。更に平成14(2002)年には健康管理学部健康栄養学科設置、平成16(2004)年には大学院人間社会学研究科観光学専攻（修士課程）、社会福祉学専攻（修士課程）、平成18(2006)年には6年制の薬学部薬学科及び大学院健康管理学研究科健康栄養学専攻（修士課程）、人間社会学研究科に地域マネジメント専攻（博士後期課程）を設置し、教育・研究の充実に努めてきた。

本学の財政状況は、表8-1「過去5年間の帰属収支差額等の推移（大学単独）」のとおり、過去5年間の帰属収支差額は支出超過となっている。ただし、減価償却前の実質的な支出超過は平成18(2006)年度からである。特に、平成18(2006)年度及び平成19(2007)年度は、薬学部開設にあたり、教員の採用や施設・設備の拡充等に伴い、人件費、教育研究経費・管理経費などが増加したことによるものである。人件費は、平成20(2008)年度現在で薬学部教員を設置基準以上配置している。また、教育研究経費等については、実験実習に必要な教育研究用器具の基盤整備をはじめ、関連する保守維持費、その他教育研究に必要な物品等の購入などの増加によるものである。

平成20(2008)年度には、薬学部設置による設備投資が終了したことによる経費減少と、薬学部の学年進行に伴う在籍者増による学生生徒等納付金収入の増加により、財務比率の状況は、人件費比率が前年度比0.8ポイント減の65.0%、教育研究経費比率が前年度比0.4ポイント減の39.1%、管理経費比率が前年度比1.5ポイント減の13.8%となった。

表8-1 過去5年間の帰属収支差額等の推移（大学単独）（単位：千円）

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
帰属収入	1,872,762	1,953,200	2,222,765	2,318,834	2,425,492
(内、学生生徒等納付金)	1,496,233	1,496,657	1,713,325	1,814,121	1,921,588
消費支出	2,065,597	2,155,163	2,651,397	2,820,743	2,877,151
(内、人件費)	1,105,591	1,214,478	1,382,284	1,526,748	1,577,699
(内、教育研究経費)	683,616	671,866	884,135	916,076	947,298
(内、管理経費)	242,426	254,331	364,289	355,426	335,338
帰属収支差額	△192,835	△201,963	△428,632	△501,909	△451,659
(内、減価償却額)	220,760	214,673	309,332	359,429	398,086
人件費比率	59.0%	62.2%	62.2%	65.8%	65.0%
教育研究経費比率	36.5%	34.4%	39.8%	39.5%	39.1%
管理経費比率	12.9%	13.0%	16.4%	15.3%	13.8%

また、この間の全体の在籍者数の推移については、表 8-2「最近 5 年間の大学学部別在籍者数の推移」のとおり、薬学部の学年進行はあるものの、昨年度まで、その他既存学部の入学者数の減少により、全体的にはほぼ横ばい状態であり、そのため学生生徒等納付金収入が伸び悩みとなつた。

しかし、平成 21(2009)年度は、入学者数の増加により、財務状況は更に改善する見込みである。

大学全体の在籍者数の状況は、人間社会学部は前年度比 8 人減の 912 人、健康管理学部は前年度比 7 人減の 279 人、薬学部は前年度比 77 人増の 402 人で、合計 1,593 人となり、大学全体としては 62 人増加した。

表 8-2 最近 5 年間の大学学部別在籍者数の推移

学部名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
在籍者数合計	1,524 人	1,552 人	1,542 人	1,531 人	1,593 人
(内、入学者数)	346 人	394 人	389 人	367 人	405 人
人間社会学部	1,191 人	1,097 人	1,011 人	920 人	912 人
(内、入学者数)	273 人	193 人	224 人	190 人	243 人
健康管理学部	333 人	330 人	305 人	286 人	279 人
(内、入学者数)	73 人	76 人	64 人	75 人	78 人
薬学部	—	125 人	226 人	325 人	402 人
(内、入学者数)		125 人	101 人	102 人	84 人

平成 20(2008)年度末の法人全体の資産と負債の状況については、資産が平成 16(2004)年度（4 年前）と比べ、1,524 百万円増加して、15,376 百万円となった。うち、有形固定資産は、4 年前と比べ、4,068 百万円と大幅な増加となっている。この増加要因は、平成 17(2005)年度から薬学部設置による校舎建設、教具・校具等の購入と校地購入を実行し、併せて同一法人内の高等学校・幼稚園・専修学校(2 校)の全面移転を実行したものである。

また、負債も、4 年前と比べ、2,515 百万円増加して、4,179 百万円となった。負債の増加要因は、全面移転に伴う、高等学校校舎及び体育館等附属施設を始め、幼稚園園舎及び専修学校 2 校の校舎を借入により取得したこと及び空調設備等をリース取引にしたことによるものである。

現段階では、大規模な事業が完了しており、その後の事業計画は平成 24(2012)年度まで予定していないため、その間の資産と負債の状況は改善していく見込みである。

現状の財務運営状況を踏まえ、教育研究目的を達成するために必要な財政基盤の確立と収入と支出のバランス改善を図ることを目指し、平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度までの表 8-3「中期財務計画の消費収支等計画（大学単独）」を策定した。その内容は、表 8-4「中期財務計画の算定根拠」に示すとおり、平成 19(2007)年度の消費収支計算書の決算数値をベースに、平成 24(2012)年度までの 5 か年間にわたる各年度の収入を算出した

ものである。この計画では、財務状況の改善に主眼をおき、大学の目指す教育環境を考慮しながら、一定の財務比率水準に調整して支出を算定したものであり、平成 23(2011)年度に帰属収支差額の黒字化を目指している。なお、同計画は平成 20(2008)年 7 月 25 日開催の理事会において審議され、承認を得ている。

表 8-3 中期財務計画の消費収支等計画（大学単独）（単位：千円）

科 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学生生徒等納付金	1,897,110	2,010,230	2,247,100	2,478,910	2,482,570
補助金	240,000	224,058	229,557	237,237	432,924
その他	230,000	217,800	218,800	218,800	218,800
帰属収入の部合計	2,367,110	2,452,088	2,695,457	2,934,947	3,134,294
人件費	1,500,000	1,452,236	1,467,026	1,490,716	1,495,843
教育研究経費	885,050	934,803	911,591	908,136	894,362
管理経費	316,860	313,942	319,959	313,628	314,674
その他	10,630	9,383	8,141	6,933	5,808
消費支出の部合計	2,712,540	2,710,364	2,706,717	2,719,413	2,710,687
帰属収支差額	△345,430	△258,276	△11,260	215,534	423,607
帰属収支差額比率	△14.6%	△10.5%	△0.4%	7.3%	13.5%
人件費比率	63.4%	59.2%	54.4%	50.8%	47.7%
教育研究経費比率	37.4%	38.1%	33.8%	30.9%	28.5%
管理経費比率	13.4%	12.8%	11.9%	10.7%	10.0%

中期財務計画の算定学生数は、人間社会学部の改組転換及び募集活動の強化による定員充足率の向上を目指し増員で計画している。本学のアドミッションポリシーとしては、建学の理念に基づき、「専門分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的」として、学科ごとに定めている。

平成 20(2008)年度の入学状況から、募集の再検討を行い、文部科学省が提唱する「留学生 30 万人計画」と、人間社会学部の定員充足を目的として、留学生受け入れと留学生の学習・生活支援を強化するため、平成 20(2008)年 4 月に「国際交流・留学生支援センター」を新設した。更に秋季入学制度を取り入れ、平成 20(2008)年 10 月には、15 人の留学生を 3 年次編入生として受け入れた。また、平成 21(2009)年 4 月には、1 年次入学者が 71 人、3 年次編入生が 24 人で合計 95 人の留学生を受け入れた。

その他、募集戦略としては、人間社会学部の改組転換を視野に入れながら、薬学部の定員確保(120 人)と、長崎県を中心とした九州各県に重点をおき募集活動を行ったが、入学者が国際観光学科、健康栄養学科では前年度比増員したものの、社会福祉学科、薬学科では前年度比減員となった。

平成 21(2009)年度の入学状況をみても、定員を満たしていない学科もあることから、今

後、各学科において地域や学生のニーズを捉え学部の改組転換やあり方を検討するとともに、募集戦略の不断の見直しと募集活動の強化、在籍者管理としての離学防止対策など、教職員一体となって取り組むことも踏まえ計画している。

授業料については、当面、現状維持で計画した。なお、補助金収入及びその他の収入は、平成 19(2007)年度決算をベースとして算出し、平成 24(2012)年度には薬学部の経常費補助金収入を計上している。一方、支出については、費用対効果を考慮するとともに一層の経費節減に取組み、効率化に努めることとしている。

表 8-4 中期財務計画の算定根拠

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学生数	1,542 人	1,531 人	1,590 人	1,722 人	1,866 人	1,902 人
人間社会学部	1,011 人	920 人	874 人	893 人	917 人	964 人
健康管理学部	305 人	286 人	288 人	298 人	315 人	320 人
薬学部	226 人	325 人	428 人	531 人	634 人	618 人
授業料	平成 19(2007)年度授業料を維持する。					
補助金	平成 19(2007)年度補助金総額水準を維持する。 なお、平成 24(2012)年度には薬学部経常費補助金受給開始。					
専任教員数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
専任職員数	55 人	60 人	50 人	50 人	50 人	50 人
人件費	平成 19(2007)年度をベースに退職者の補充、定期昇給を見込んで積算					
経費	財務比率を考慮して支出総額を算定					
目指す財務比率水準	「今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団発行）による 同系統・同規模校の財務比率					

平成 20(2008)年度の決算状況と中期財務計画とを比較すると、表 8-5 「中期財務計画と実績（大学単独）」に示すとおり、帰属収支差額比率が中期財務計画から 4.0 ポイント乖離し△18.6% となった。人件費比率は 1.6 ポイント増の 65.0%、教育研究経費比率は 1.7 ポイント増の 39.1%、管理経費比率は 0.4 ポイント増の 13.8% となった。全ての項目で目標値を下回る結果となったが、平成 20(2008)年度から開始した秋季入学による学生確保という要因や中期財務計画を目安とした予算編成を行い、平成 21(2009)年度の予算における財務比率は、人件費比率以外の比率が中期財務計画を上回る指標で予算を編成している。

今後も、少子化社会を迎える学生確保が困難となる中、教育課程の充実を図るために教育研究環境を整備することにより、地域や学生のニーズに応える大学を目指し、教職員が一体となった募集活動を展開して学生を確保し、大学及び法人が目指す財務比率目標を達成するための財政基盤を確立していくこととしている。一方、更なるコスト意識をもって、経費の効果的・効率的支出に努めることとしている。

表 8-5 中期財務計画と実績（大学単独）

項目	平成 20 年度		差 異
	中期財務計画	決 算	
帰属収支差額比率	△14.6%	△18.6%	△4.0%
人件費比率	63.4%	65.0%	1.6%
教育研究経費比率	37.4%	39.1%	1.7%
管理経費比率	13.4%	13.8%	0.4%

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っている。また、処理方法の判断において必要が生じたときは、適宜、公認会計士と協議し、適切な処理に努めている。

予算の編成・執行・管理については、これまでのあり方を改善することとし、法人所掌の予算関係諸規程を改めて整理した上で、「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」及び毎年度提示する「予算編成要領」によって行い、事務手続き及び権限・責任についてもその明確化を図っている。

平成 21(2009)年度予算の編成については、中期財務計画を目安として、収入としては、学生生徒等納付金の収入目標額を設定し、競争的資金の拡充等による確保を図るとともに、支出については、新たな事業を計画しないことと、財務改善を進めるための方策や、人件費改善を示し全般的な経費抑制を基調とした「予算編成要領」を示し、それに基づいて編成した。毎年度、教育・研究目的を達成するために作成している事業計画書に基づき予算を編成している。特に、平成 21(2009)年度予算編成については、中期財務計画が、当面の財政立て直しに主眼を置いていることから、「財務改善の進め方」として、厳しい財政状況下で教育・研究を積極的に展開していくために、あらゆる角度から経費の見直しを行うことを指示し、清掃経費の見直しなどを行った。「人件費改善」についても、アウトソーシングの検討や、多様な雇用形態を念頭に組み立てることを指示し編成をした。

また、評議員会・理事会の予算審議には、「事業計画書」と小科目まで記載した「資金収支予算書」、「消費収支予算書」で提示し、部門別についても小科目まで記載した「消費収支予算書」を提出した。具体的な予算の執行・管理については、予算主義を関係者に周知し、関連する法令や規程の遵守を徹底することとし、帳票等についても予算額や執行残額が分かるように改善を図っている。なお、予算と執行実績については、月別の予算対比表等を作成し、チェックを行っている。更に、毎月開催の事務局長会及び会計担当者会議において、予算執行状況のチェック及び当年度の資金収支実績による予測を行い、適正な予算執行に努めている。

なお、補正予算案については、平成 20(2008)年度は、5 月及び翌年 3 月の評議員会・理事会で審議している。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

監事は、寄附行為に基づき監査を実施している。なお、平成 20(2008)年 4 月から、内部監査の充実のため、年度当初に四半期ごとの監査計画表を作成し、決算監査をはじめ期中取引や予算取組状況、資産運用状況、財産管理状況、事業計画進捗等を業務面談も行いな

がら監査している。また、監事が原則として週1回、監査計画表に基づいて、大学事務局ほか、法人が設置している各学校において監査を詳細に行い、その結果について、理事会及び評議員会に出席し報告を行っている。監事が行った決算に係る監査報告書は他の財務書類とともにホームページ上で公開している。

監査法人による会計監査は、監事立会いのもと公認会計士5人により行われており、平成20(2008)年度は、期中監査が、10日間・延べ40人、期末監査が、4日間・延べ13人で行われ、「独立監査法人の監査報告書」として報告を受けている。また、会計監査終了後、公認会計士と監事、大学事務局長・法人幹部職員合同で、監査結果等について意見交換を行い、その後の適正な会計処理に役立てている。

(2) 8-1の自己評価

本学は、地域社会の要望と成熟化を背景にして、平成12(2000)年開学以来、教育・研究の充実と教育環境の整備に努めてきた。

財務状況では、過去5年間の帰属収支差額は、支出超過で推移し、先行投資の成果がいまだ十分に得られていない状況にあるといえる。これは、薬学部の学年進行はあるものの、その他既存学部の入学者減少で学生生徒等納付金収入の伸び悩みが大きく起因したものである。しかし、平成20(2008)年度には、薬学部設置による設備投資が終了したことによる経費減少と薬学部の学年進行と相俟って、在籍者増による学生生徒等納付金収入の増加により、財務状況は改善している。

平成19(2007)年度に財団法人日本高等教育評価機構による認証評価において改善の必要性があると指摘を受けた点に関しては、当時進行中の平成19(2007)年度予算を精査し、補正予算を編成し、12月開催の評議員会・理事会において承認を得た。また、平成20(2008)年度予算及び補正予算、平成21(2009)年度予算についても、学校法人会計基準に基づいて編成を行い、評議員会・理事会で審議の上、承認を得ている。

平成20(2008)年7月に、事業体別の中期財務計画を策定し、収入の確保とそれに見合った支出を計画して、財政基盤を安定させ、大学が目指す教育研究環境の整備を図ることとしている。

平成21(2009)年度予算については、教育研究目的を達成し、収支のバランスを考慮して予算編成・運営を行っており、中期財務計画の達成に努めている。

監事による会計監査は、決算監査のみならず、予算執行状況、事業計画の進捗状況等の監査を実施している。また、平成20(2008)年4月からは、内部監査充実のため、監事が原則として週1回、大学事務局をはじめ同一法人が設置している各学校における予算執行状況等の監査を実施し、その結果についても、四半期ごとに監事活動報告書を作成し、理事会及び評議員会に出席し報告を行っている。

また、監事、公認会計士と合同で監査結果等について意見交換を行い、適正な会計処理に努めている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

教育研究目的を達成するためには、安定した財政基盤づくりが不可欠であり、その財政基盤の確立のために中期財務計画の確実な履行に努めていかなければならない。事業計画

については、予算の重点配分に考慮するとともに、活動計画の優先度を定め、収支バランスの適正化を図っていくこととしている。

今後とも、大学・法人全体として収支バランスの均衡に努め、財務状況の改善を図りながら、中期財務計画の最終年度である平成24(2012)年度までに、その目標水準を達成することに努めていく。

また、予算に係わる職員には、SD(Staff Development)を行い、大学の公共性と「私立学校法」、「学校法人会計基準」に基づいた事務執行の必要性を認識させ、予算の編成・執行・管理の適正化とコスト意識醸成の徹底を図り、適正な会計処理を常に喚起していくことが必要である。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務情報の公開については、「私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）」に基づき、平成17(2005)年6月に制定した「学校法人九州文化学園 貢務書類等開示規定」に則り行っている。公開内容は、①財産目録、②貸借対照表、③資金収支計算書、④消費収支計算書、⑤事業報告書、⑥監査報告書である。

財務情報は、法人事務局を主管として各部門の公開情報を事前に取りまとめて、関係部署に回覧し精査を行った上、公開している。

公開方法は、平成19(2007)年6月までは、申請に基づく閲覧及び複写としていた。しかし、平成19(2007)年7月からはインターネットの法人所有ホームページに公開しており、大学のホームページともリンクしていた。その後、平成21(2009)年6月からは大学のホームページにも掲載し、閲覧できるよう一般に公開している。

また、毎年9月、保護者を対象にした保護者懇談会の開催時に、前年度の収支計算書及び過去3年間の財務関係比率を掲載した資料を配付し、学生・保護者等関係者の理解を得るように努めている。なお、当日、欠席の保護者についても、後日同一資料を送付している。

開学に当たって助成を受けた佐世保市に対しては、毎年度、財務状況や地域協力などを送付し、佐世保市はそれを市議会に報告している。

(2) 8-2の自己評価

本学が、社会に対する説明責任を果たすため、財務情報の閲覧及び複写に加え、インターネットのホームページに掲載している。また、学生や保護者等関係者の理解を得られるよう、保護者懇談会において資料として配付することとしている。

そのほか、「長崎国際大学自己点検・評価報告書」をホームページで公開している。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報の公開においては、学生や保護者等関係者の理解を得るために、情報公開の更に適切な方法を検討するとともに、公開機会の拡大を図り、一層の社会的説明責任を果たしていく。また、公開にあたっては、財務用語の説明文を挿入するなど、分かりやすい内

容に配慮する必要がある。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本学は、長崎県、佐世保市及び地元企業との公私協力により開学支援補助金とともに、道路等インフラ整備など、強力な支援を得て開学した。その後、教育研究を充実させるための財源の確保に努め、更に学部等設置の拡充に伴い、寄附金・受託事業・科学研究費補助金・各種 GP(Good Practice)を受ける機会の増加に努めている。

外部資金の導入状況は、表 8-6「外部資金の導入状況（大学単独）」に示すとおりである。また、平成 20(2008)年度から大学教育改革推進室に、文部科学省が所掌する競争的資金などの導入促進業務を支援する職員を配置し、各種 GP、経常費補助金特別補助の積極的な申請を図り、より一層の教育研究の充実のため外部資金の獲得に努めている。

資産運用については、平成 21(2009)年 1 月 6 日付文部科学省通知「学校法人における資産運用について」を受け、平成 21(2009)年 2 月に運用の対象とする金融商品の種類、金融商品の種類ごとの運用権限、運用責任者等を規定した「学校法人九州文化学園資金運用規則」を制定し、同規則に基づいて法人事務局が安全性と流動性を重視した運用に努めている。また、資金運用状況については、年度当初の理事会（原則として 5 月）に報告することを義務付けている。

表 8-6 外部資金の導入状況（大学単独）

区分	平成 18(2006)年度		平成 19(2007)年度		平成 20(2008)年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
寄附金（特定寄附金）	27	12,960	9	10,690	14	13,860
受託事業	7	13,470	5	5,624	14	23,214
科学研究費補助金	3	14,000	12	29,410	15	24,146
経常費補助金特別補助	15	52,508	14	50,060	16	51,993
教育研究高度化推進特別補助	6	9,037				
計	58	101,975	40	95,784	59	113,213

(2) 8-3 の自己評価

教育研究を充実させるために外部資金の導入の重要さは理解し努力しているが、必ずしも、十分な状況とはいえない。しかし、総体的には、外部資金の導入に対する全学挙げての取組みを推進してきた結果、寄附金などそれぞれの分野において一応の成果をあげている。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

外部資金の導入については、学部・学科、事務局が一体となったプロジェクトを組織し、取組みを推進する必要がある。

また、社会的知名度を高め、地域との連携を深めることにより外部資金の幅広い導入を目指すなどし、今後①科学研究費補助金等の申請促進、②産官学の連携推進、③地域・関連業界との連携による受託事業・共同研究の促進、④同窓会組織の構築等を図ることにより積極的な展開を図っていく。

【基準8の自己評価】

これまで本学は、学部等設置による教育組織の拡充と教育環境の充実に努めてきた。平成20(2008)年度、大型投資が一段落し、施設・設備・教員の陣容も整ったことから、今後更に教育研究を支える財政基盤を確立するために中期財務計画（平成20(2008)年度～24(2012)年度）を策定し、適正な執行管理に努めることとしている。

財務運営は、学生確保の方策の充実により一定の学生数の増加が見られ、薬学部の学年進行と相俟って、学生生徒等納付金収入も一定の割合で増加が見込まれることから安定していくと想定している。支出についても、収支バランスを考慮した予算編成と予算執行を図りながら改善に努めている。

予算については、教職員に規程などの遵守を徹底するとともに、事務手続き及び権限・責任についてもその明確化を図っており、予算の執行管理については、月別の予算対比表等を作成し、執行・管理に努めている。

また、会計監査は、監事・公認会計士により学校法人会計基準に基づき、適正・適切に監査を実施している。

財務情報は、ホームページや自己点検・評価報告書で公開しているほか、保護者懇談会においても広く公開している。

外部資金の導入状況についても、一応の成果をあげているが、今後とも更に努力を続ける。

【基準8の改善・向上策（将来計画）】

大学の教育研究目的を達成するためには、安定した財政基盤づくりが不可欠であり、学生生徒等納付金収入の増加及び補助金を含む外部資金の獲得が必要である。そのためには、更に、各学部・学科、事務局が一体となった取組みを行い、収入の確保、支出の調整を行い内部留保の確保に努めなければならない。また、内部留保の状況に応じ学生会館等の建設や一層の教育研究環境整備等も視野に入れ、今後の投資も検討しなければならない。

学生確保については、留学生を含んだ積極的な募集戦略を展開することとし、また、多様で柔軟な入試形態で安定的な入学者の確保を図ることが必要である。更に、教育研究活動の一層の充実はもとより、就職サポート体制の充実など学生を中心とした施策を講じて、学生満足度を上げるなど魅力ある大学づくりに今後とも努めていかなければならない。

また、科学研究費補助金及び各種GPなどの申請促進による競争的資金の獲得に今後更に努めるとともに、本学の認知度を高め、自治体や地域との連携を図ることにより、寄附

金、受託事業などの外部資金の幅広い導入を図る。

大学が将来にわたり継続かつ安定して教育研究目的を達成していくことができるよう、中期財務計画に基づいて、より適切な財務運営に努め、安定した財政基盤を確立させていかなければならない。